

質問に対する回答について  
工事名)東北自動車道 R4盛岡管内舗装補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	金抜設計書 87路面切削工Aの数量について 金抜設計書には、数量が669m <sup>3</sup> となっていますが、平面図より橋梁部分の数量を確認したところ、添付書類のとおり329m <sup>3</sup> となりました。どこかに隠れた数量があるのでしょうか。教えてください。	平面図より算出した数量の他に参考図5/22に記載の数量を合算した数量が金抜設計書および数量明細表に記載の数量となります。
2	本工事の積算単価地区は『盛岡』と考えて良いですか。ご教示願います。	土木工事積算基準に記載のとおりとなります。
3	下層路盤において、使用する材料をご教示願います。	共通仕様書13-4「粒状路盤工及びセメント安定処理路盤工」に記載のとおりとなります。
4	コンクリート舗装版(t=20cm)(PA)において、使用するコンクリート規格をご教示願います。	共通仕様書13-6「セメントコンクリート舗装版工」に記載のとおりとなります。
5	特記仕様書P34 22-9-6試験舗装に記載されている内容と、割掛参考内訳書に記載の内容が異なります。どちらが正しいのでしょうか。(遮水性混合物の試験施工の有無)	特記仕様書が正しく、割掛参考内訳書が誤りです。正しくは、遮水性混合物(t=6cm)の300m <sup>2</sup> の試験舗装があります。 なお、上記については公告図書の一部に不備がありましたので、後日訂正公告を行います。(10月28日掲載予定)
6	試験舗装の時にセメントミルクの注入を行うのでしょうか?	特記仕様書22-9-6「試験舗装」に記載のとおりセメントミルク注入工を行っていただきます。
7	撤去する手すりの詳細図面がなく、子細が分かりませんので、追加の図面をご教授下さい。	手すり部は直径34mmの手すりが地表面から600mmと800mmの高さに各1本ずつあり、両端の支柱から450mm手すりがあります。 支柱の直径42.7mmが支柱間隔1m間隔で本数が4本、埋設長さが400mmとなります。 なお、上記については公告図書の一部に不備がありましたので、後日訂正公告を行います。(10月28日掲載予定)

8	<p>設計図 1 2 3 / 2 1 2 注意喚起溝工で、数量表が記載されていますが、上下線とも紫波 IC～盛岡 IC 間 501.703～501.800KP の区間に施工するようになっていますが、501.703KP～501.756KP までの区間は舗装補修がありません。ご確認をお願いいたします。</p>	<p>紫波 IC～盛岡南 IC 間 上り線 501.756KP～501.800KP 区間 施工延長 44.0m 区間施工延長 1,900.0m 上り線計延長 8,194.0m が正となります。</p> <p>紫波 IC～盛岡南 IC 間 下り線 501.756KP～501.800KP 区間 施工延長 44.0m 区間施工延長 926.0m 下り線計延長 7,383.0m が正となります。</p> <p>なお、上記については公告図書の一部に不備がありましたので、後日訂正公告を行います。(10月28日掲載予定)</p>
9	<p>平面図 (3) 上り線 走行車線 492.300KP～492.414KP 切削オーバーレイ工 K II (t=10cm) 486.0㎡となっていますが、横断図 ⑫・⑪の施工幅員からすれば、513㎡になると思います。同様に、平面図 (4) 上り線 追越車線 492.400～492.414KP、平面図 (9) 下り線 走行車線 495.000～496.000KP・下り線 走行車線 496.300～496.800KP、平面図 (29) 上り線 走行 517.000～517.700KPの数量のご確認をお願いします。</p>	<p>設計図 6/212 平面図 (3) 上り線 走行車線 492.300KP～492.414KP 切削オーバーレイ工 K II (t=10cm) 面積は 493.0㎡が正となります。</p> <p>設計図 7/212 平面図 (4) 上り線追越車線 492.400KP～492.414KP 切削オーバーレイ工 K II (t=10cm) 面積は 56.0㎡が正となります。</p> <p>設計図 74/212 標準横断図 (6) 横断図⑫および 設計図 76/212 標準横断図 (8) 横断図⑬の 検測の範囲 4,300mm 施工幅 W=4,600mm が正となります。</p> <p>設計図 12/212 平面図 (9) および設計図 32/212 平面図 (29) 下り線 走行車線 495.816～496.000KP 下り線 走行車線 496.300～496.800KP 上り線 走行 517.600～517.700KP の数量については横断図⑫および横断図⑬の上 記で記載の検測範囲、施工幅で数量算出している ため数量の変更はありません。</p> <p>なお、上記については公告図書の一部に不備がありましたので、後日訂正公告を行います。(10月28日掲載予定)</p>

10	<p>交通規制工 休憩施設規制（昼夜連続）（PA）は、1回当たり何日間規制を連続するのが設計図書から読み取れず、必要な費用を算出することができませんので、車線規制（昼夜連続）のように夜間の日数等をご教授願います。</p>	<p>滝沢PA（上り線）を施工時には  STEP-1 所要日数 7日 規制回数1回  STEP-2 所要日数 3日 規制回数1回  STEP-3 所要日数 3日 規制回数1回  STEP-4 所要日数 3日 規制回数1回  STEP-5 所要日数 3日 規制回数1回  STEP-6 所要日数 1日（※）  総所要日数 20日 計規制回数 5回  ※STEP-6の路面標示施工時は交通保安要員交通監視員（PA）のみ配置での施工計画となっております。</p> <p>滝沢PA（下り線）を施工時には  STEP-1 所要日数 8日 規制回数1回  STEP-2 所要日数 4日 規制回数1回  STEP-3 所要日数 4日 規制回数1回  STEP-4 所要日数 4日 規制回数1回  STEP-5 所要日数 1日（※）  総所要日数 21日 計規制回数 4回  ※STEP-5の路面標示施工時は交通保安要員交通監視員（PA）のみ配置での施工計画となっております。</p> <p>なお、上記については公告図書の一部に不備がありましたので、後日訂正公告を行います。（10月28日掲載予定）</p>
11	<p>交通規制工 休憩施設規制（昼夜連続）（PA）は、夜間の規制材の保守を行う交通監視員は必要でしょうか？また、必要な場合の交代要員の有無についてもご教授下さい。</p>	<p>交通規制工 休憩施設規制（昼夜連続）（PA）は、夜間の規制材の保守を行うときは、交通監視員は不要です。夜間の規制材の保守は、交通保安要員 交通監視員（PA）（Y）で行う計画です。</p> <p>なお、上記については公告図書の一部に不備がありましたので、後日訂正公告を行います。（10月28日掲載予定）</p>
12	<p>交通規制工 ランプ閉鎖規制（IC）には、規制材を保守する交通監視員は1名でよろしいでしょうか？</p>	<p>交通規制工 ランプ閉鎖規制（IC）の規制材を保守する交通監視員は料金所前後の交通監視員が兼ねるため不要です。</p> <p>なお、上記については公告図書の一部に不備がありましたので、後日訂正公告を行います。（10月28日掲載予定）</p>

1 3	<p>入札公告（説明書）2-3. 余裕期間制度において、余裕期間（工事着手期限）が契約保証取得の翌日から60日後となっておりますが、今現在、別の工事（工期の末日が本工事の余裕期間内）の現場代理人、監理技術者等に従事している技術者を本工事の現場代理人、監理技術者等に配置することは可能でしょうか、ご教授願います。</p>	<p>共通仕様書1-7「現場代理人等」に記載のとおりです。</p>
1 4	<p>金抜設計書 番号74 交通規制工 休憩施設（昼夜連続）（PA）で数量が9回となっておりますが、それぞれの宿泊日数を教えてください。</p>	<p>滝沢PA（上り線）を施工時には  STEP-1 所要日数 7日 規制回数1回  STEP-2 所要日数 3日 規制回数1回  STEP-3 所要日数 3日 規制回数1回  STEP-4 所要日数 3日 規制回数1回  STEP-5 所要日数 3日 規制回数1回  STEP-6 所要日数 1日（※）  総所要日数 20日 計規制回数 5回  ※STEP-6の路面標示施工時は交通保安要員交通監視員（PA）のみ配置での施工計画となっております。</p> <p>滝沢PA（下り線）を施工時には  STEP-1 所要日数 8日 規制回数1回  STEP-2 所要日数 4日 規制回数1回  STEP-3 所要日数 4日 規制回数1回  STEP-4 所要日数 4日 規制回数1回  STEP-5 所要日数 1日（※）  総所要日数 21日 計規制回数 4回  ※STEP-5の路面標示施工時は交通保安要員交通監視員（PA）のみ配置での施工計画となっております。</p> <p>なお、上記については公告図書の一部に不備がありましたので、後日訂正公告を行います。（10月28日掲載予定）</p>
1 5	<p>駐車ます標示シート工は土木工事積算基準書等に記載がありません。どのような歩掛を使用していますか。見積採用であれば、見積先をご教示願います。</p>	<p>積算に関する事項については、お答えできません。</p>
1 6	<p>夜間巡回において、『巡回時間は20時～翌6時までの間に、交通監視員2名1組の体制で2時間おきに実施するものとする。』とありますが、交通監視員2名はどの単価項目に含まれますか。ご教示願います。</p>	<p>特記仕様書に記載のとおり、22-16-3「夜間巡回」の費用については交通規制工 車線規制（昼夜連続）に含まれています。</p>

17	交通監視員において、夜間作業（Y）の労務補正は1.5と考えて良いですか。ご教示願います。	土木工事積算基準に記載のとおりとなります。
18	交通監視員において、交代要員の費用は交通監視員A3、A3（Y）、A4、A5、A5（Y）、A6、PA、PA（Y）の設計数量に含まれていると考えて良いですか。ご教示願います。	設計数量に含まれています。
19	交通監視員において、配置時間に移動時間は含まれていますか。ご教示願います。	移動時間は含まれていません。
20	交通保安要員 交通監視員（PA）（Y）において、『配置時間が20：00～6：00の間で、実働時間が10時間を超えて11時間以下』と記載があります。実働時間が11時間以下であることから、交通監視員の配置時間は19：30～6：30と考えて良いですか。ご教示願います。	<p>特記仕様書22-17「交通保安要員」の記載に誤りがありました。</p> <p>交通保安要員 交通監視員（PA）（Y）の配置時間は18：00～6：00の間で実働時間が10時間を超えて11時間以下となり、配置場所は東北道 滝沢PA（上下）の交通誘導整理及び規制材の保守と配置場所は東北道 滝沢PA（上下）の工事車両出入口及び規制材の保守が正となります。</p> <p>交通保安要員 交通監視員（PA）の配置時間は6：00～18：00の間で実働時間が10時間を超えて11時間以下が正となります。</p> <p>なお、上記については公告図書の一部に不備がありましたので、後日訂正公告を行います。（10月28日掲載予定）</p>